## 経営継続補助金(二次募集)

## 受付開始!!

<詳細は窓口へ>

受付:令和2年11月2日(月),4日(水),5日(木),6日(金) 今回は、予約制となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対 策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換など の経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

農林漁業者(個人·法人) ○対 象 者

※常時従業員が20人以下

※支援機関(裏面)の支援を受けることが必要です。

○補助上限額

○目的

·単独申請

150万円

・グループ(共同)申請 1,500万円

## <補助の対象となる経費> (単独申請の例)

- 1経営継続に関する 取組に要する経費
  - ①機械装置等費
  - ②広報費·展示会等出展費
  - ③旅費
  - 4 開発·取得費
  - 5 雑役務費
  - 6借料
  - ⑦専門家謝金·専門家旅費
  - ⑧設備処分費
  - ⑨委託費·外注費

補助率 3/4 補助上限額 100万円

## ②感染拡大防止

の取組に要する経費

- ①消毒費用
- ②マスク費用
- ③清掃費用
- 4.飛沫対策費用
- ⑤換気費用
- ⑥その他の衛生管理費用
- ⑦ P R費用

補助率 定額 補助上限額 50万円

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中(原則、令和3年2月末まで)に 支払が完了した経費 <問い合わせ先>
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

JAむなかた営農企画課 **236-2374**